

輪島市監査公表第 4 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、輪島市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和8年4月20日

輪島市監査委員 飛岡 穰

輪島市監査委員 一二三 秀仁

監査対象機関

市民課

監査執行年月日

令和7年11月28日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>一般経費において、過年度支出が行われていた。地方自治法第208条第2項では「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならない」とされている。過年度支出は、会計年度独立の原則の例外であり、本来は当該年度に支出すべきものである。このことについては、前回の定期監査においても意見した事項であるが、改善がされておらず、今年度においても同様の事例が生じたことは遺憾である。今後はこのようなことがないよう組織内のチェック体制の見直しと強化を図り、適正な事務処理の徹底をお願いしたい。（市民課）</p>	<p>課内職員に対し、再発防止を周知徹底するとともに、支払遅延が生じないように、各係長は期限内に支払いが行われるよう、進捗確認を行うこととした。また納品の際、納品書とともに請求書の確認を行うこととした。今後は、適切な事務処理に努める。</p>	<p>措置済</p>